

期日報告書

平成30年2月13日

ご委任を受けています下記事件につき、第4期日が開かれましたのでご報告いたします。

記

1 弁論期日について

【受任事件】平成29年(行ウ)第232号 損害賠償請求事件

【係属裁判所】東京地方裁判所家事第51部2D係

【弁論期日】平成30年2月13日午後3時30分～45分

419号法廷

【出廷】裁判官 清水知恵子(裁判長)、村松悠史(右)和田山弘剛(左)

原告

被告

【進行】原告 第3準備書面陳述

裁判長 第3準備書面は、前市長の法的義務違反について、主張を整理したということと伺ってよろしいか。

原告 その通りである。

裁判長 本件への当てはめとして、7頁から8頁にかけ、①から③の法的義務違反の内容が列挙されているが、7頁(ア)で記載されている「助役に議会幹部の根回し工作を行わせる」というのは、法的義務違反の内容か、法的義務違反は①～③に限られるのか。

原告 (ア)は、法的義務違反を裏付ける事実である。①～③の内容をなす。

被告 次回期日までに反論の書面を提出したい。

裁判長 原告の書面提出期限は4月16日(月)

次回期日は5月15日(火)午後2時30分

と指定する。

2 今後の展開

☆裁判長の釈明要求は、①の本件改正案を成立させてはならないとい職務上の法的義務の中に、議会幹部に対する根回し工作を行わせたことも含まれるかどうか、ということであると思われる。

☆当方は、前市長星野が執行機関の長として有する行政権限に基づいて行った一連の行為が職務上の法的義務に違反し、行政権の著しい濫用に当たると主張している。①で指摘しているのは、そのうち前市長星野には、市議員らをして本件改正案を成立させてはならないという職務上の法的義務である(②は予算を執行させてはならない、③は改正条例を公布してはならない、という法的義務)。それには、答弁を行ったり、書面を提出したりするだけでなく、議会幹部に対し根回し工作を行うことも含まれる。

☆そこで、①で問題にしているのは、本件改正条例を制定してはならないという法的義務であり、当然根回し工作も含まれる旨の釈明の準備書面を次回までに提出する。

以上